

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成25年11月29日（金） 午後1時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 水戸市民会館4階 農業委員会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
荒川誠司，石川知子，宇野光義，高井美智明，若山実
 - (2) 執行機関
清水修，大和直文，谷津茂男，上田航，高岡英寿，清水達彦，大森貴広，岩瀬慶子
立原忠，伊藤俊夫，米川義雄，後藤博次，橋本大敬，折本秀明
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成25年度上期抽出案件審議（10件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（10件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容
（執行機関） ただいまから平成25年第2回水戸市建設工事入札等監視委員会を開始させていただきます。
今回の委員会は6月に委員改選があり，最初の委員会でありますので，新たに委員長と委員長代理を選任していただくこととなります。水戸市建設工事入札等監視委員会条例第5条第1項の規定により互選することになっておりますので，議事に入る前に選出をお願いします。

(委員) 我々で協議させていただきましたが、委員長は____委員にお願いすることに決しました。

(執行機関) 議事につきましては、水戸市建設工事入札等監視委員会条例第6条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、委員長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

(委員長) 円滑な審議に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、副委員長の選任につきましては、____委員とすることよろしいでしょうか。異議がないようでしたら、副委員長は、____委員にお願いします。

次に、委員定数の確認ですが、5名全員出席しておりますので、本委員会は、成立しております。

議事の1番目の前回会議録の承認についてですが、事務局で作成した会議録の訂正箇所、もしくは指摘事項等がございましたら、お伺いしたいと思います。

(委員) 特にありません。

(委員長) それでは、____委員と____委員に署名をお願いしておりますので、休憩時に署名願います。

次に、本日の会議録署名委員選任の件ですが、委員長指名でよろしいでしょうか。

本日の会議録の署名につきましては、____委員と____委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、抽出案件の審議に入る前に平成25年度上期の契約状況について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (平成25年度上期抽出案件概要説明)

(委員長) 事務局から平成25年度上期の契約状況について説明いただきましたが、各委員からご質問、ご意見等がございましたら発言願います。

(委員) 前年同期と比べて契約額が増えていますが、災害復旧工事が少なくなり、通常の工事の発注へと戻ったと理解してよろしいのですか。

(執行機関) 請負額が高額な議決案件の発注もありましたので、上期発注状況については事業費が増えていきます。

(委員長) 東京では、オリンピック関連の整備工事があり、また、被災地では、復興関連の公共事業も多くあると思っておりますが、水戸市発注の入札への影響はありますか。

(執行機関) 今のところは感じていませんが、ビルのコンクリート構造物をつくるための型枠や鉄筋等の一部の工種で、下請業者の不足が生じているという話は聞きます。

(委員長) 数年後に茨城県で国体が開催されるということで、これから大きなプ

プロジェクトが進められると思います。全国的に技術者不足で公共工事が滞っていると聞いたことがあります。今のところは水戸市では目立った影響はまだ出ていないということですね。

他に質問事項がございましたら発言願います。

案件審議の中でも質疑の機会がありますので、平成25年度上期の契約状況についての質疑は以上とさせていただきます。

次に、平成25年度入札制度の改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

（執行機関） （配付資料 入札制度の改正について 説明）

（委員長） ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら発言願います。

（委員） 格付工種の総合数値の区分点数の変更は、どういう趣旨で行われたものですか。また、一般競争入札の拡大についての項目に関しては、将来的にはすべて一般競争入札の対象とする予定なのですか。

（執行機関） 初めに、格付工種の総合数値につきましては、2年に一度の有資格請負業者名簿の更新に伴い、業者数とその年度に発注される工事の種類、金額等を勘案し決定しています。ランクごとの業者数のバランスをとるため、従来の区分点数では業者数に偏りが生じてしまう場合、点数の変更を行います。

2番目の一般競争入札の対象拡大に関してですが、競争入札は一般競争入札が原則ですので、段階的に金額を引き下げて透明性、競争性の向上を図ってまいりました。一般競争入札と指名競争入札は、それぞれ長所と短所がありますので、今回の改正に当たっては、契約予定価格1,000万円以上へと引き下げたものです。

今後の対象範囲の拡大については、入札の状況を見ながら検討していく予定です。

（委員） 市内業者と県内業者は総合数値が低いと思われませんが、点数を上げると県外業者が優位になることはないのですか。点数を上げることで、結果的に市内の業者が排除される状況が生じてしまいませんか。

（執行機関） 本市の一般競争入札の発注方法としては、工事の種類によって営業所条件を決めています。市内業者が施工できる工事であれば、市内業者のみを対象とした参加条件を設定しています。市内業者では施工できないような工事内容の場合は、県内、県外業者へと参加条件を拡大しています。

（委員） 今の説明に関連した質問ですが、配付資料の有資格請負業者名簿の業者数は、県外業者の登録が増えたために合計数が増加したと思われませんが、この点に関しては、どのように考えていますか。

（執行機関） 申請する企業としては、水戸市の工事を施工したい、業者登録を行いたいという意味表示ですので、市外業者からの申請数の増加により結果的にこの

ような登録状況となったものです。

（委員長） 名簿更新を行う場合の周知方法に関しては、ランクごとの区分点数はあらかじめ示されていないということですが、それが申請した業者に公表されるのは名簿登録がなされた後ということになりますか。

（執行機関） 総合数値は、主観点数と客観点数を足して算出しています。客観点数は、建設業許可を持つ企業が受審する経営事項審査に基づく点数です。主観点数は、水戸市が独自に決定している点数であり、主観点数の加点項目の内容は申請を受け付ける前に公表しております。総合数値に基づきAランク、Bランク、Cランクのそれぞれを何点以上にするのかということは申請前に公表しておりませんので、受け付けた後にランクの基準点を定めることとなります。

（委員） 県外業者という区分は、本社が県外にある場合ですか。事業所が水戸市内にある場合は、どのような取り扱いになりますか。

（執行機関） 市内、県内、県外の区分は、本店の所在地に基づくものです。

（委員長） 市内業者、県内業者、水戸市内の事業所数は、やはり震災後減ってしまっているのですか。震災等の影響で、登録業者が廃業、倒産してしまう状況は見受けられますか。業者数の推移に関して、県外業者が2桁増えているにもかかわらず、県内、市内業者数はあまり変化がありませんね。

（委員） 建設業者数に関連しての意見ですが、公共事業自体がピーク時の半分ぐらいいまで落ちていて、茨城県の事業費も、ピーク時の平成8、9年度と比べると半分ぐらいいの水準になっています。建設業者数は、60万社ぐらいいあったものが、現在は50万社位だと思ひます。割と簡単に起業ができますので、廃業する事業者数も多くあると思ひます。

（委員長） 入札等監視委員会としても、公平、透明、公正な入札の執行と地元業者の育成への配慮を求めてきました。以前の委員会で、市民から集めた税金は、なるべく市内業者へ発注すべきとの指摘がありました。今回名簿の改正があり、県外業者は増えているのに市内、県内業者の登録は減少しているということですので、いづれ機会がありましたら、市内の事業所数の推移が分かれば、勉強のために教えていただきたいと思ひます。

委員から他に質疑はありませんか。

（委員） 名簿登録を申請する場合に、本店の所在地は東京都で、茨城県内や水戸市内に全く事業所を持たない企業でも登録できますか。

（執行機関） 登録は可能です。

（委員長） 本委員会では、抽出案件審議のときに、入札制度について議論することが可能ですので、その際に制度の質疑があれば行いたいと思ひます。

繰り返しになりますが、これがベストという入札制度はないので、毎年さまざまな入札制度改正が試みられていることを我々も理解していますので、より一層、透明性、公平正、公正性が図れるような制度設計を絶えず追求していただければと思ひます。

います。

次に、前回の入札監視委員会で、委員会意見を付帯意見として承認した事項がありました。

同額入札を防止する方策としての低入札調査基準価格の設定方法やランダム係数の採用について説明願います。

(執行機関) (低入札調査基準価格の設定方法や
ランダム係数の採用について 説明)

(委員長) 記録をたどっていくと、前回会議録の7ページ、15ページで審議したところですよ。

前回の委員会では、2つの抽出案件で同額での入札が見受けられ、その原因はどこにあるのかを調べることに、それを防止するような方策があれば検討してもらったことを付帯意見としてお願いしました。

ただいまの説明では、現在の入札の推移を見たいということ、今以上に頻繁に起こるようであれば、県の方針等を参考にして対応すると理解したのですが、委員からご意見等がございましたらお願いします。

県内の他市町村と何か情報交換をしたことがあるのでしょうか。

(執行機関) ホームページから他市町村の情報、入札制度を確認しています。県内の市町村では低入札価格調査制度の実施事例は少なく、最低制限価格制度を行っている自治体のほうが多くあります。その場合は金額の設定に際して、ランダム係数を用いている事例もあります。しかし、低入札価格調査制度を実施しているのは、茨城県、水戸市と数市町村程度です。

(委員) 件数が全体の0.3%という説明でしたが、その件数が少ないのかどうかの判断も非常に難しいところですね。

(執行機関) 過去5年度で2千数百件の工事を発注しており、そのうち9本が該当したことになります。過去の入札監視委員会においては、たまたま条件として抽出されています。

(委員) 今、説明いただいています、なかなかベストな答えというのはないと思います。前回の案件は私が抽出したものですが、件数から見ると、全体の0.3%というのは非常に少ないものですから、それをベースに少し様子を見ることも良いと思います。茨城県発注の工事の例ですが、予定価格が数億円の橋梁工事においても千円単位まで一致することがあります。今の時点では、件数も少ないので、様子を見ても良いと思います。

(委員長) 他に意見はないでしょうか。

低入札価格調査制度に関してですが、ただいま報告を受けて、水戸市としても今後の状況を注視していく方針であるということですので、継続審議とするということ

でよろしいでしょうか。

それでは、抽出案件審議に入らせていただきます。

今回は、____委員と____委員に抽出していただきましたが、その抽出理由としては、一般競争入札では低入札価格調査対象案件、落札率が高いもの、応札者が1社のみのもの、請負額が高額で参加申請が2社しかないという点から抽出されたということです。指名競争入札については、比較的落札率が高いもの、庁舎賃貸借で落札率が低いもの、随意契約では落札率が100%の案件です。委託業務では落札率が89.6%と比較的低いといった観点から抽出をしたということです。

それでは、案件番号1の一般競争入札の姫子1丁目都市下水路新設工事から審議していきたいと思います。案件について事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 姫子1丁目都市下水路
新設工事について 説明)

(委員長) 委員からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員) 3構成員によるJVを参加要件としていますが、その条件設定は、金額、工種により決まっているのですか。

(執行機関) 配付資料の契約規程第51条を見ていただくと、工事ごとの構成員数の条文で、土木一式工事の2億円以上5億円未満の場合、おおむね2社構成のJVと規定されています。この案件は3社JVとなっているのですが、姫子の都市下水路は、過去の同一工事の発注においても構成は3社JVとしてきた経緯があります。理由としては、1,650ミリメートルという大きな口径の推進工事ですので、市内業者が施工する機会の少ない工事であるため、技術力の向上という観点から3社JVの発注としております。

(委員長) 2社JVでも規程上はよいが、技術向上のため、あえて3社JVにしたと理解してよろしいわけですね。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、案件1につきましては、了承とさせていただきます。

案件の2番目の国補公共下水道内原幹線工事につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補公共下水道
内原幹線工事について 説明)

(委員長) 案件抽出委員からは、低入札価格調査対象案件が抽出理由であると伺っておりますが、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

(委員) 低入札価格に対する聞き取り調査の資料中の記載ですが、平成23年度に

水戸市の工事の施工実績があるということですが、今回の工事の類似工事となるのですか。

(執行機関) 受注者は、水戸市が発注した同じ下水道工事の実績を有しています。実績として挙げた工事については、類似の下水道整備工事ですでに竣工しています。

(委員長) この水戸市発注実績の2つの工事は、低入札価格調査の対象ではなかったのですか。

(執行機関) 低入札価格調査の対象ではありませんでした。受注者は、今までは土木Bランク業者でしたが、名簿更新に伴い今回Aランクとなった業者であり、この地図を見ていただくと、施工場所に一番近い業者であるため、落札するために金額を下げたと思われます。

(委員) 低入札価格の理由として、大部分が自社施工であるということが書いてありますが、このような工事の施工にあたっては、外注が多いということですか。

(執行機関) 工事によっては、個別で下請に出す事例があります。ただし、栄晃建設はBランク業者であったため、もともと自社施工を主体として行う企業です。今回Aランクとなっても、従来より延長が長くなり工事量が増えているだけで、施工内容はそれほど変わったことを行うものではありませんので、自社施工で十分可能だと判断したものです。

(委員) Aランクになったということは、新基準で760点以上の評価になったということですね。従業員はどのぐらいの規模の事業者なのですか。自社で全部施工ができるぐらい技術者を有しているということですか。

(執行機関) 延べ人数の箇所に記載がありますが、1,260人を予定しており、内訳は6人かける210日間であると調査時に確認しています。最低6人以上は技術者がいることになります。

(委員長) 聞き取り調査の聴取内容は11項目となっていますが、これは土木工事に限らず、例えば建築一式などの他の工種でも11項目の調査を行っているのですか。

(執行機関) 調査項目については、同じ内容です。

(委員) 水戸市の場合は、工事内訳書は入札するときに提出してもらっているのですか。

(執行機関) 入札書提出時に添付することになっています。そして低入札価格調査対象となった場合は後日、調査に関する資料を提出させています。

(委員) 協力会社からの協力は一般的にどの事業者でもあることですよ。どうしても落札したい理由があったのでしょうか。

(委員) 契約対象工事に関連する手持工事の状況が、無となっていますね。やはり人を雇っていれば、仕事があってもなくても労賃を払わなければならないので、安い金額であっても、仕事をとりたいたいというのは当然だと思います。施工場所が非常に近いということは、いわば自分の縄張りみたいな意識も実際にはあるのではな

いかと思います。

（委員） 低入札価格調査の結果、落札した工事は、工事の施工に関して検査を厳しく行っているのですか。

（執行機関） 工事検査課という部署があり、低入札価格調査の対象となったという情報は連絡します。特に要領等により厳密な検査の実施を定めているわけではありませんので、検査は通常どおり行っています。

（委員） 要領で決めるかどうかは別として、チェックはきちんとしておいたほうがいいと思います。きちんと現場ができるかどうか、中間検査や完成検査により重点的なチェックをしておいたほうがいいと思います。

（委員長） 今のご指摘はこの委員会において過去何回も話題になり、部材の確認や瑕疵担保契約の状況を質問してきました。低入札価格調査対象案件に不具合があった場合には、監視体制の不備を市民から指摘されると思います。国では監視カメラを付けているという話を聞きましたが、低入札価格調査の対象であってもチェックにお金がかかってしまうということも考えられますね。

（委員） 低入札価格調査対象の案件のチェックを厳しくすると、低入札はいけないという別のメッセージになる可能性もあると思うのですが。

（委員長） 以前の委員会で水戸市発注の工事では、今まで低入札価格調査対象の案件で何かトラブルがあったことはないという説明でしたね。

（執行機関） 下請けにしわ寄せを及ぼすような価格での契約を行っているのではないかという前提での調査ですから、その点についての調査はしています。工事自体の金額は企業努力で低く抑えたものであるということが考えられます。

（委員） 正規な企業努力で低い価格で入札するならば問題はないが、無理に落札することだけを目的とした低価格での入札は問題であるということですね。もともとの設計金額が適正な価格によって算出されたものであるのだから、ある水準以下になるときちんとした施工はできないと考えられます。それをチェックするのが低入札価格調査制度の基本ですから、その金額を下回って入札された工事については厳密なチェックをしてもいいのではないのでしょうか。

（委員） 施工場所が自社の目の前の工事を他社が施工するのであれば、そこは少し赤字になっても良いという考え方についてはどう思いますか。

（委員） 基本的には、赤字になっても良いという考えは間違いだと思います。公共工事入札でそれを認めると、極端な話、価格競争になってしまい、建設業の健全な育成を阻害することになるので、それはまずいと思います。

（委員） そうすると、ぎりぎりの利益が生じるような施工でも受注者側の負担が少ないのであれば、それは歓迎すべきことではないかと思います。

（委員長） 実際の工事において、一般管理費、労務費を低くしている場合、厳密な調査は難しいのではないですか。本当は利益が出ていないのか、企業努力で利益が出ているのかという判断はどのように行っていますか。

(執行機関) 例えば、ある工事については安く下請けと契約し、他の工事における契約の際に相殺させるような状況は考えられます。

(委員) 配付資料の比較表のレベルでしか直接工事費の記載がありませんが、実際はもっと細かい数字をもらい、人件費が幾らなのかの内訳も提出させていますよね。その金額が標準単価と合っているのかをチェックしたと思います。下請業者や従業員の賃金の支払いが安すぎる低入札であれば、落札が認められないということになるということですね。

(委員長) 低入札価格調査の対象となる金額で入札する場合は、自社施工が可能であるとか、系列会社から品質の高いものを低コストで手に入れられるという説明しか出してこないことが多いですよ。

(委員) 一般的にはチェックは必要だけれども、あえて低入札だけを狙い撃ちするというのは、調査自体にコストが生じることでもありますから、問題があるのではないかと思います。

(委員長) 他に意見がないようでしたら、2番目の国補公共下水道内原幹線工事についても了承することにいたします。

案件の3番目の白梅保育所移転増改築工事について、事務局からご説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 白梅保育所移転
増改築工事について 説明)

(委員長) この案件は、請負額が高額で落札率が高いということで抽出されたと同っています。

委員から質問等があれば発言願います。

(委員) 一般競争入札の建築工事であれば落札率ももっと下がってもいいのかなと思ったのですが、白梅保育所関係の他の工事でも高い落札率だったのでしょいか。

(委員長) 今まで工種毎、年毎の平均落札率の折れ線グラフなどの資料を出してもらっていたと思いますが、今回はそのような資料はありますか。

(執行機関) 落札率に関しては、その年度の最初の入札監視委員会の際に、前年度の落札率を提出させていただいています。

(委員長) _____委員は、建築一式工事に関しては落札率が高いのかなという観点での質問だと思うのですが。

(執行機関) 建築一式工事の積算は、労務単価費、材料費、歩掛等もその時期の一番新しいものを用いて積算しております。ただし、平成25年当初から特に建築一式工事に関して、労務費と下請関係経費が上昇している状況にあり、今も上がり続けております。改正する度に労務費がどんどん上昇していますので、官積算でもそういった状況が見られるということであれば、民間はそれ以上に上がっていると

推測されます。

(委員) 白梅保育所というのは、新しくこの場所につくっているのはお見かけしますが、もともとの場所はどこに位置していたのですか。

(執行機関) 配付資料の地図では、この丸印の描いてある上側に白梅歯科との記載があります。そこを少し右側に進んだ場所にありました。それをこちらに移転改築したものです。今の白梅保育所は定員70名で、すでに狭小な状況であり、待機児童も多くいますので、移転して定員90名の大きな保育所にするものです。

(委員) 参考に水戸市の待機児童はどのくらいの数があるのですか。

(執行機関) 毎年200名位いる状況です。保育所をつくっても、次から次へと多くの需要があり、近年では待機児童がいつも多い状態です。

(委員長) この工事は2社JVが参加要件となっていますね。先ほどの案件1と違って契約規程51条のとおり2構成員が参加要件となっていますね。

(委員) この工事は、木造平屋建ての特殊な構造物ではないですよね。配付資料1のこの工事とその前後に建築一式工事が続いていますね、ほとんど落札率100%に近い数字ですね。先ほども説明があったように、設計に当たり単価のアップが間に合わないのが、業者側が受注したと聞いているという状況もあると聞いています。そういう意味では、高い落札率もある意味ではやむを得ないと思います。この資料を見ても、ほとんどが99%以上となっていますね。

(委員長) 他に意見がありましたら発言願います。

それでは、3番目の白梅保育所移転増改築工事についても了承とさせていただきます。

次に、一般競争入札の最後になりますが、案件番号4の清掃工場3号炉及び共通焼却設備修繕工事について、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 清掃工場3号炉及び
共通焼却設備修繕工事について 説明)

(委員長) 委員から質疑がありましたら発言願います。

(委員) この焼却炉は、修繕工事の受注者である日立造船製のものですか。

(執行機関) そうです。

(委員) そうすると、ほかの企業はなかなか入札しにくいという事情があるのではないのでしょうか。

(執行機関) その状況はあると思います。一般競争入札を行ってはいませんが、実際は企業の持つノウハウが集積されて清掃工場の運転がなされているのが実情ですので、他社による施工はなかなか難しい面があるのかもしれない。

(委員長) 確認ですが、一般競争入札の公告をして、その時点で1社しか参加申請がなかったため中止し、その後、もう1度公告を行ったということになりますか。

（執行機関） 最初の入札において、参加申請が1社のため入札の執行を中止しております。再度の入札公告時にまた1社のみ入札参加者の場合は、そのまま入札を執行することになります。

（委員長） ごみ処理場は24時間稼働ですか。日立造船の技術者が24時間交代で燃焼状態を見ることになるのですか。

（執行機関） 24時間稼働の設備で、その運転管理業務として日立造船の関連会社との委託契約を締結しています。

（委員長） 以前、別のごみ焼却場に行って、24時間作業員がいるのかを伺ったところ、24時間交代で作業しているとのことでした。多くの清掃工場では、その工場をつくった関連会社が行っていると聞いたものですから質問させていただきました。

（委員） ほかの会社が入札に参加するというのは極めて困難というか、事実上不可能に近いのではないですか。

（執行機関） 過去の類似工事の入札では、一般競争入札に参加してきた業者がいたこともあり、施工が完全に不可能という判断をしているわけではありません。

（委員長） 配付資料に県外業者18社、県内業者、市内業者はゼロ社が参加可能であるとの記載があります。これは、指名競争ではいけないのですか。ある地方自治体では、企業の本社とその子会社の2社による指名競争入札を行い、どちらか低いほう花落札するので、それで少し契約金額が安くなるとのことでした。一般競争入札ができればいいのですが、18社による指名競争入札も方法の一つですよ。焼却炉というのは、ストーカ式ともう一つの方式しかありませんよね。だから、そんなにノウハウがあるのかどうなのか分からないのですが。

（執行機関） 18社参加可能業者がいる場合は一般競争入札を行っているという現在の運用があります。5社、6社だけのように対象業者数がどうしても極端に少ない場合、指名競争にすることができるという規定もあります。しかし、18社参加可能業者がいる現在の状況で、全社による指名競争入札にするのか、20社の場合はどうするのか等の判断が難しいこともあります。今のところは一般競争入札で施工実績を参加条件として行うことにしています。

（委員） 一般競争入札でも応札する業者がいない状態では、一般競争入札の意味がないと思います。一般競争入札を執行するのであれば、施工内容を工夫するなどして、他社が応札できるような何らかの手だてはないのでしょうか。

（執行機関） 競争入札の中で、誰でも参加できるというのが一般競争入札ですので、条件を何もつけないで公告することも考えられますが、それでは施工能力があるのかないのかの判別ができません。今回の公告に記載の清掃施設工事業で総合数値800点以上、かつ焼却炉の建築、改修工事の実績は最低限設定しないと、施工が可能かどうかという判断ができませんので、それらの最低条件を参加要件としています。

(委員) この案件は、その条件でも1社しか応札者がいない状況ですね。

(執行機関) 他の類似案件では、2社のときもありましたが、やはり参加者数は少ないです。

(委員) 発電能力を有するボイラー、タービンの工事施工実績を条件としていますが、他社が落札した場合、日立造船製の施設を施工することは、技術的に難しい点もあるのですか。

(執行機関) 修繕工事自体は製造元以外でも施工可能と判断しているので、一般競争入札を行っていますが、結果的に参加者が少ない状態です。

(委員) 参加してこない理由としては、日立造船製のガスタービンを修繕するのは、他のメーカーでは難しいから参加できないということですね。

(執行機関) あくまでも予想になってしまうのですが、全国の清掃工場を見ても、入札参加条件を満たす実績を有する企業は18社位しかないことから、その施設を施工した業者があり、その施設の修繕工事をあえて他社は行わないという方針があるのかもしれませんが。

(委員長) 工事概要1から7の項目が挙げられていますが、分割しての発注は無理ですね。プラントとして一体化しているということですが、清掃工場は、長い時間停止してしまうと、市民生活に甚大な影響が及ぶので、短期間にまとめて施工させるため、施設を熟知している会社がやらざるを得ないということですね。

(委員) 予定価格の設定方法は、見積もり徴取によるものなのですか。

(執行機関) 参考見積もりとして、日立造船を含めて実績がある数社から徴取しますが、結果として日立造船以外の回答はすべて辞退でした。

(委員長) 仮に、指名競争入札として発注したとしても、全社が辞退ということも考えられますね。

(委員) 極端なことを言うと、随意契約とすることも考えられると思います。市側も1社しか手を挙げてこないことは分かっていると思いますが、手続上一般競争入札の公告を2回行い、その後、1社と契約している状況ですね。

過去の入札等監視委員会における議論でも、随意契約の場合は明確な理由を求めていますので、手続上は一般競争入札を行い、随意契約を行わないこととしたというのが実情だと思います。

(委員) それにより事務作業が増えてしまっている状況ですね。

(委員) 施設のメンテナンスに関して責任が持てないという点も参加者がいない一因であると思います。他社が施工した施設の修繕を行う場合、不具合が生じた場合の責任の所在を懸念して、施設の製造会社以外は修繕工事の参加を躊躇しますよね。

(委員長) プラントが古くなると、年々修繕工事費は、高くなっているのですか。

(執行機関) 毎年同じような修繕工事やメンテナンスが必要とされます。金額については、実施する修繕工事の内容により多少増減があります。

(委員長) 他に意見がないようでしたら、本件についても了承ということによろしいでしょうか。

続きまして、今度は指名競争入札の案件ですが、赤塚147号線道路改良工事について、事務局からご説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 赤塚147号線
道路改良工事について 説明)

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

(委員) 11社のうち9社が同じ入札金額ということは、指名競争入札の場合には多くあることですか。

(執行機関) まれにあります。今回の案件については、予定価格と同額で入札を行った会社が多くあったためです。

(委員) 予定価格と同額での入札ですから、指名されたけれども、受注する意思がないということですね。

(委員長) この入札に参加する場合には、工事内訳書の作成は必要となりますか。

(執行機関) 指名競争入札の入札の時点では、入札書のみを提出することになりますので、内訳書の添付は必要ありません。

(委員長) 分かりました。受注する意思がない場合は、予定価格を記載しただけで入札する場合が考えられますね。

よろしいですか。それでは、赤塚147号線道路改良工事については了承することにします。

次に、案件の6番目、指名競争入札の本庁舎南側臨時庁舎賃貸借について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 本庁舎南側臨時庁舎
賃貸借について 説明)

(委員長) 入札方式の確認ですが、指名競争入札の場合には、低入札調査基準価格の設定は行っていないのですか。

(執行機関) 指名競争入札でも設定することがありますが、この案件は賃貸借契約になりますので、低入札価格調査の対象としておりません。

(委員) 賃貸人である郡リースは、市の他の賃貸借物件でも多くの実績があるのですか。

(執行機関) 南側臨時庁舎賃貸借や本庁舎前の2つの臨時庁舎、三の丸臨時庁舎も郡リースと契約を締結したものです。

(委員) この設計金額は、どのように算出したのですか。

(執行機関) 設計価格は、プレハブ専門業者から参考見積もりを徴取し、それに建築課で決められた査定を行い、設定したものです。

(委員) その見積もりの徴取にあたって郡リースから提出された金額を用いているのですか。

(執行機関) 本件については、その時期に郡リースが営業停止処分を受けておりましたので、郡リースからは見積もりの徴取はしていません。他の同じような規模の大手企業から見積もりを徴取して価格を設定しております。

(委員) 営業停止処分を受けていたということは、今回の賃貸借契約とは関係ない別の理由によるものですか。

(執行機関) 東京都水道局が発注した震災対策の事業に関して、会社に便宜を図ってもらったかわりに、都の職員に対して接待したという贈賄事件がありました。そのため、郡リースの職員が、贈賄の容疑で逮捕されたことによるものです。

(委員) 営業停止処分を受けたとしても、格付Aランクという項目には影響しないのですか。

(執行機関) それには影響しませんが、次回の名簿登録のときに、主観点数から減点することになります。

(委員) 落札率が低いですが、何か考えられる理由はありますか。水戸市の他の賃貸借物件を多く契約しているため、コストが抑えられているようなことは考えられますか。

(執行機関) 郡リースが契約している他の市の賃貸借物件と比較すると、平米当たりの換算では、この物件のほうが7,000円から8,000円程度高くなっています。平米単価が高い理由としては、平成25年度以降の労務単価の上昇や賃貸借物件の設備の仕様自体が若干グレードアップされているためと思われます。それらを考慮すると、他の賃貸借物件とほぼ同じ内容で、契約していると見受けられます。

(委員) 賃貸借期間は5年間ですが、落札金額がその期間の総額となるのですか。

(執行機関) 5年間の契約で、そのうち使用期間が51カ月となります。落札価格は、撤去費まで含んだ金額です。

(委員) 支払いは、年度毎に分割して払うのですか。

(執行機関) 水戸市の場合は、最初に建設費用を払い、その後リース期間が始まれば、その期間中は契約書で定められた金額を月毎に支払います。リース期間終了後、撤去工事を行いますが、その後、解体費用を支払います。

(委員) 本庁舎の建て替えに際して、建設期間が伸びてリース期間を延長する場合もあると思いますが、その場合の費用はどのような取り決めになっていますか。

(執行機関) その場合は、変更契約により賃貸借期間の延長が考えられますが、費用は該当する期間の賃貸借料のみを増額変更することになります。

(委員長) よろしいでしょうか。

それでは、本庁舎南側臨時庁舎賃貸借についても、質疑を行った結果、了承する

ことにします。

次に、委託業務の国補公共下水道常磐第1幹線改築設計委託について、事務局から説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補公共下水道常磐第1幹線
改築設計委託について 説明)

(委員長) 委員からご意見、ご質問等がありましたら発言願います。

(委員) 委託概要の更正工法というのは、どのような工事施工を行うものなのですか。

(執行機関) 既設管がボックスカルバートなのですが、設置して50年以上経過して管の老朽化が激しいため更正工法を考えています。FRPを用いた工法で、管の内面を補修していくものですが、現在は、その工法による補修を計画しています。しかし、あくまでも委託中なので、その工法に決まったわけではなく、工法の検討方法と改築設計が委託内容になります。

(委員) 50年が経過した管を補修することなのですか。

(執行機関) 50年以上経過した管ですので、まずコンクリート自体の強度があるのかどうかをチェックした上で、強度があれば内面を補修していくことになると思います。コンクリート自体が利用不能であれば、それを撤去して再設置せざるを得ないと思います。

(委員) そういう構想についても、この業務委託の内容に含まれているのですか。

(執行機関) 委託業務の内容としては、コンクリート自体は耐性があることを前提として、更正工法の場合の設計を実施しています。

(委員長) それでは、場合によっては施工方法が変わることもあり得るのですか。つまり、既設の管を全部取り除いて、新設が必要と判断される場合などです。

(執行機関) 現状として、既設の設備を壊しながら管を入れていくことができるような現場ではないと思います。旧市街地なので、家も張りついている地域であり、口径の大きな管が入っておりますので、違う工法の検討が必要とされるかもしれません。

(委員長) 工法が変われば、再度、委託業務を発注することもあり得るわけですか。

(執行機関) 工法が変わった場合は変更契約により、内容を見直す予定です。

(委員長) 他にございますか。よろしいですか。

それでは、7番目の国補公共下水道常磐第1幹線改築設計委託については了承することにいたします。

次に、案件番号8のダム導水ポンプ場3号ポンプ取替工事(第14号)について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 ダム導水ポンプ場
3号ポンプ取替工事(第14号)について 説明)

(委員長) 委員から質疑がありましたら、発言願います。

(委員) 既設のポンプは日立製作所製のものですか。

(執行機関) 取り替え工事の対象としたポンプは、日立製作所製のものです。

(委員) 低入札調査基準価格と3社が同額というのは、もう少し安くできた可能性があると考えられないですか。

(執行機関) 先ほどの案件でも議論がありましたが、低入札調査基準価格の最低金額と同額で3社ともが入札を行ったためです。

(委員) 3社とも同額ということは、本当はもっと安くできるのだけれども、失格とならない最低の金額で入札したということですね。

(委員) どうしても受注したい最低の価格で入札したのでしょうかけれども、もう少し安い価格でも受注できる可能性があったとも読み取れると思います。3社が同じ最低の価格でくじにより決定される現在の制度について、今後十分検討していただければと思います。

(委員) ポンプの取り替えは、何年ごとに行われているのですか。

(執行機関) 耐用年数は15年ですが、このポンプにつきましては経過年数が28年の設備でした。そのため時期は過ぎており、取り替え工事を発注したものです。

(委員長) 今回の工事はポンプの取り替えだけで、プラント全体への影響はないのですか。ポンプだけ取り替えれば工事が完了するのですか。

(執行機関) 工事の施工内容は、ポンプとモーター関係の取り替えだけです。

(委員長) そういう意味では、ポンプとモーター設備自体が安く手に入れば低価格での工事施工が可能ではないでしょうか。

(執行機関) 受注者の日立製作所にとっては、自社で製作ができる製品であります。

(委員長) 他にございますか。よろしいですか。

それでは、本件についても了承することにいたします。

次に、水道部の随意契約の配水管布設替及び給水管切替工事(第4号)についてご説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 配水管布設替及び給水管切替
工事(第4号)について 説明)

(委員長) この案件は、随意契約で落札率が100%の案件ですね。

(委員) 元の下水道工事の請負額は幾らの案件の工事ですか。

(執行機関) 配付資料1の総括表付表の中で、一般競争入札の案件の国補公共下

水道桜川処理分区枝線（２－４工区）工事で、昭和建設が３，５０７万円で落札したものです。

（委員長） 元工事を落札した時点で、随意契約で関連工事が発注されると分かっていたのでしょうか。随意契約の理由の欄にも記載がありますが、安全適切な施工を確保するためならば、もとの工事を発注するときに、この関連工事をあらかじめ施工内容に含めることはできないのですか。

（執行機関） 下水道工事の場合は、下水道整備課から水道部に調査依頼が来ます。この道路の幅員は２．７メートルですが、その中に１００ミリメートルの口径の水道管が入っています。下水道部が汚水管を敷設する場合、まずは立ち会いの依頼が来て、施工場所の確認を行っておりますが、この施工場所においては、水道管の移設が必要と判断しました。汚水管の位置を確保しながら、水道管を動かす場合、昭和建設の工事に合わせて施工することが、安全性が一番確保できることから、随意契約を行いました。

（委員長） 他に委員から意見はございますか。

それでは、案件番号９も承認ということにいたします。

抽出案件の最後の水道部発注の水戸市新水道事業基本計画等見直し業務委託（第６０１号）について、説明をお願いいたします。

（執行機関） （配付資料 抽出案件説明書 水戸市新水道事業基本計画等
見直し業務委託（第６０１号）について 説明）

（委員長） 委員から、ご質問、ご意見がありましたら発言願います。

（委員） この委託業務については、従来の水道事業計画の見直し作業を行う業務なのですか。

（執行機関） 平成１７年に新水道事業基本計画を定めておりますが、この基本計画に基づき、水道部の事業運営を進めてきました。平成２５年は計画策定後、８年が経過したことから、水道環境、水需要の推計も様々な面で変わりました。来年度から水戸市第６次総合計画を策定することもあり、水道部としての事業計画の見直しを行ったものです。また、水道協会で水道ビジョンの展望が変わり、平成２６年度から新たな水道基準が設定されました。水道部でも、今後の水運用の考え方、アセットマネジメントと言われる資産管理を今後どうしていくのかについての計画を平成２５年度に作成しています。そのような計画を一つにまとめることも目的とし、今回委託業務を発注したものです。

（委員） 平成１７年度から行ってきた計画は、全て見直しを行うということですか。

（執行機関） 従来の計画に新たな考え方、総合計画に位置づけた事業、新たな水運用や資産管理の施策を取り込んで、今後の事業計画を策定する委託内容となって

います。

(委員) 指名業者は、全て市外業者となっていますが、市内業者では受注できる業者はないということですか。

(執行機関) 平成17年に策定した新水道事業基本計画も今回の受注者である東京設計事務所が受注したものです。今回新たに見積もりを徴取する際には、東京設計事務所を含めて4社ほど見積もりを徴取しています。

(委員) 先ほどの案件説明の中で水戸市独自の貯水湖を持つという事業推進の考え方については、ダム建設という意味合いがあるのですか。

(執行機関) 新規のダム建設ではなく、市には現在楮川ダムというダムがあります。新規の水源開発を行うものではないです。

(委員) 新水道ビジョンというのは、国の政策ですか。

(執行機関) 厚生労働省から地域に合ったビジョンをつくるための指導があり、平成17年度に新水道事業基本計画をつくった経緯があります。平成26年度には国が新たなビジョンをスタートさせますので、それに合わせて、この業務委託により計画の策定業務行うものです。

(委員長) 他に意見はありませんか。それでは、10番目の案件についても報告を受けて、了承ということにいたします。

以上で、抽出案件10件については審議が終わりました。

私から事務局にお願いですが、格付工種の落札率の推移が分かる折れ線グラフを過去5年ぐらいご用意いただければと思います。それを参考にして、今後の案件の審議に生かしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、抽出案件の審議については終了とさせていただきます。

続きまして、次回開催日を決めたいと思いますが、事務局から案があればお願ひします。

(執行機関) 次回ですが、事務局案としまして、平成26年6月27日金曜日を予定しております。時間につきましては、本日と同じ午後1時半からと考えております。

(委員長) それでは、6月27日金曜日午後1時半からの開催予定とすることにいたします。

次回の議事内容は平成25年度下期の抽出案件の審議ということになります。今回と同様に非公開資料がございますので、委員会自体は、次回も非公開とさせていただきます。

次に、運営要項の規定により、案件抽出の当番委員の選任をさせていただきます。

案件の抽出については、____委員と____委員をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で議事はすべて終了いたしました。

本日の入札等監視委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

本日は、これにて散会します。